Kimi narade, tare ni ka misen, ume no hana ;

iro womo ka womo, shiru hito zo shiru. (下に譯あり)

女學雜誌第拾七號目次

社說。女權保護の心得●新報。女子卒業生外數件●叢話。淨瑠璃十二段の大意。男と女の別。眞の愛情。日本古代女流れ風俗(四)。髮を斷ちたる人々。和歌師弟れはじめ。百人一首女の名●佳傳。尼崎りや子の傳、心のいもせ(地)附圖●寄書。楳子の君のおまへにまをす。女學雜誌に假名の文を載せられんとを望む。禮儀ハ正しからざる可らず。阿曾とと女氏の書簡●諸廣告

三月五日

きみならでたれにかみせんうめのはな
いろをもかをもしるひとぞしる

●女官の名稱

天子の御祖母君を大皇太后宮御母君を皇太后宮御妻を皇后宮と申し奉つる中宮とは天子の嫡妻といふ中宮の隱居し玉ひしを女院と號す天子の御姉宮御妹宮と內親王と申し親王の宣下なきハ皇女と申も女御と申すも天子に宮仕へ奉つる官女なり御息所と云ふは春宮の御內に事ふる官女なり更衣といふは主上內々の御息所の呉服所を掌どる官なり內侍といふハ禁中にて萬の事を執行ふ重き官なり(內侍に三ッのしなあり尙侍、典侍。掌侍六人なり尙侍と內侍の頭と申しててん奏を司どり宮中の禮式と下知し女御更衣と同じ位なりろの中に第一の內侍を勾當の內侍といふ)叉た關白攝家の御妻を北の政所と大臣家の室を御臺所といふ命婦と云ふハ禁內に事つる官女にして五位以上の人の妻なり二位三位宰相の御妻を簾中叉北の方と號す上﨟とハ二位三位の典侍を云ふ禁色を免され陪膳に仕ふる大臣家の息女なり中﨟ハ諸大夫儒官社家等の女なぞの內に參りたるを下﨟とハ諸家格勤のした北面帶刀抔の女參たるを云ふ

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

女學雜誌第拾七號（明治十九年三月五日）

●社説

○女權保護の心得

婚姻ハ一生中の最大事なるを主人の下婢を雇ひ下婢の主人に行くやうの心得にて縁を結ぶ今の有様ハ此上もなく歎くべきの極なり始この如くあれバ終の克からざるも當然にて離縁離婚は今の我國に普通の習慣となり人も見て奇まざる程の有様となれると亦た悲しむべきの至りなり斯る弊習を改むるの大切なるは言ふまでもなきとなれども實際ふ改良の効を見るハ一朝一夕の事ならねバ先ハかゝる弊習より起る女權の屈辱をすくふために政府にて婚姻條例を發布し可成く離婚を制止されんとを請ひたるハ前号の社説の主意なり

もと〳〵夫婦となりたるは尋常一樣の縁にあらずたとひ初め輕卒に縁を結びたりとも終は偕老同穴のむつみ幾久しくあらんともとより吾人の望む所なれバ可成く離婚の制止さるゝやうあらせたきは本願なれども勢ひ止を得ずして縁を離ち互に夫婦たるよしみを解かで適ハぬととならバ亦た正當の道に從ひて斷然離別すべきハ勿論なり故に本号にハ離縁するとゝなりたる上に就て女權の保護ありたき趣を述べたしと思ふなり」然るに此の事につきて政府の爲し玉ふべき條々を論議するハ女學雜誌の資格の外なれバ今また之をくハしうは説き明かさず政府にては固より夙に其の準備あるとと思ふなれバ亦た之を論議する必要もあらざるべし由りて玆にハ吾々人民の中にて心得べき條々を述るを主旨とし其の前に説の順序として政府の爲し玉ふべき趣をたゞ少しく讀者に示し參らせん

抑も離婚とは非常の事にして常にあるべきものにハあらず夫若くは婦の一方に於て夫たり婦たるべき務を破りて最初結婚したるをりの約束に反きたるとき止を得ずして行ふとなす左れバ前号にも述べたる如く夫より三行半をうゝざれバ離縁とならず夫に如何の不都合あるとも婦より離縁するとあたハざる如きは太甚だ不公平の事にて正理に違ひたる譯なり亦た婦たるものに婦たるべき務を欠くとあらずとも若し夫の心に適ざるときハ只だ家風に合ハずとの一言にて婦を去り婦も之を承知してさからふべき理なしと思ふなんどそまどひもますく太甚しきとなりされバ太凡そ離婚なるものハ双方の言ふ所をきゝて其の訴の可否を問ひたゞし若し離婚そべき因故あらバ之を許しさなくバ之を許さゞる如き法庭なかるべからずかゝる塲所なきときハ男子ハともかく常に壓制をうけがちなる婦女ハ故なくして幾度も離

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

縁されその權を辱しめらるゝこと多かるべきなり西洋にて離婚裁判所と云へるを設くる國あるは此の故なり若しかゝる場所あらんには夫にして夫たる務を欠き或は他の婦人に姦通するか或は妻に親切ならず妻を保護せざることなどあらんには妻たるものこ此の裁判所に訴へ出で、前條々の証據を供へ斷然離縁を乞ふを得べく裁判所にては其の申出を取調て之を許すのみならず夫をして妻に相應の償ひをなさしむべきことなどあり女權を保護する親切なりと云ふべし若しかゝらんには彼の家風に合はずとて氣儘に婦を離縁するとなどは絶て免るさるまじくまた妻として翌日より路頭に迷ふなどの殘酷も行はれざるべし此を政府にて離婚に際し女權を保護さるゝ處置と云ふなり我國にも遠からずかゝる良政の行はるべきを確信すると雖もその一日も早く行はれんとは吾人の日夜に切望するところなり蓋し今の如くなれば夫に如何程の不都合不親切ありて婦より離縁を申し出すとも夫をして三行半を書かせざる限りは妻たるの資格を免るゝあたはずたとひ其の里方に歸りて夫の許とをなれ居るとも彼の三行半なくば一生他に再縁することのならずもし壓して再縁などせば夫は直ちに法庭に訴へて有夫姦とか密通とか述べ立て之として重き刑にかゝらしむることを得べきなり夫にしてその間だ妾を畜ふるとも芳原に春の遊を爲すとも妻より之を誂りて訴ふるとも出來ざる左ればとて警察署に訴へ出んか説諭のみにて離縁を請ひ得るの望はあらずなく〳〵辛棒して里家に一生空しき怨をかこつか又は地獄に入るべき心得にて再び夫の許にかへることなり婦人生れ出で、何ゆゑよかゝる苦を受くべきやまた何ゆゑにかゝる屈辱を受くべきや吾人は之が爲に慷慨の念にたへず一日も早やくかの裁判所の設立あらんことを希ふなの也

されば此は吾人の言ふ迄もなく政府にて遠からず處置せらるべきことと信ぜれば心を安んぜるを得べし次に吾々人民の中にて離婚につき女權の保護を爲し得べき心得とは如何の事なりやその條々もとより數多あるべしと雖も吾人は今ま婦たる人と婦たるもの、父母との心得とすべき二つ三つの箇條を述べて其の一斑を示さん

（次号へつゞく）

●新報

○女子卒業生　去る廿七日東京師範學校に於て女子師範學科第一級卒業證書の授與式あり證書授與終て後ち森文部大臣には女子の教育も時勢の進歩に隨て其方法を異にせざるべからず故に昔日の教育を以て今日に施すは其宜しきを得るものといふべからず而して女子に新教育を施すは卿等を以て進歩第一着は責任

ある者となすべしと云ことの簡單なる演説をなされたりとぞ卒業女生徒諸氏の姓名は左の如し

女子卒業生

上田たか　吉村しかえ
島田かな　宗でい
高田かう　柘植くり
前田まさ　齋藤とめ
藤沼のぶ　牧野ゐい
齋藤ちよ　京極しげ
高島りう　須田きよ
尾藤はつ　安藤みつ

○婦女は人類なり決して器械にあらず決して道具にあらず如何に身を落したればとて固と是れ天賦の權ある人間なれば男子の爲に箱器のやう思はるべき所以なきなりされど開化せぬ國の習はしとて前号にも述べたる如く今に尚ほかゝる誤まりの全くあとを絶たぬは歎かはしきとなり昔し水野豊烈公も妾を買はずして馬を買ひたりとげうくしく賞むる人あれど吾人の目より見れば妾となる女と馬とを同一視したるにて實に恐怒にたへざるとなり然るに此頃の新潟新聞を見るに娘を抵當と云へる題にて左の如きとあるを報じたり

降雪以來は一般の不景氣殊に甚しきを加へし中にも古志郡長岡は最も逼迫を極はめ近頃は娘を賣るもの頓に增加して女子は恰かも一種の財產の如く成り行き金錢の貸借上にも娘を抵當に書入るゝとが流行し其醜美によつて金額の多寡を定むる有樣なれば誰れいふとなく女子を呼んで公債證書と做し那の人は多く公債證書を持てり此の家の公債は好き代物なりなど打語らふさま馬鹿々々しくも亦た氣の毒なりと此程同地より來りし人が物語りにき

女權擴張の志ある方々は希くは發奮して大に計る所あらるべし吾人は明治の時代に尚ほ如此きとあるを知りて實に慨歎の至にたえざるとなり

○湯屋の改良の事に付きて前号にも述べたる如く道德上近來の進歩よて實によろこぶ所なるが各地方にても追々に東京府下のやう改めらるゝと見え田舍の新聞に此頃左の三條を揭げたり

福博其他春吉堅粕犬飼の同營業人五十四名は今度第一條ヨリ第十七條迄の申合規約を定め去十日當警察署の認可を得たりと其三條を見るに湯場改良ノ協議ヲ決シ明治十九年一月ヨリ

向フ明治廿年七月迄滿一ケ年七月間ヲ期限トシ別紙圖面ノ通ヲ以テ設置改良スルモノトス」とあるは是迄男女離隔法は實施せしも有名無實なりしを全く別室の如く搆造そるものならん歟と二月十八日の福岡日々新聞に見ゆ

近頃府下湯屋業の內不景氣にて入浴人の少なきより晝間ハ男湯又ハ女湯而已を沸し置き未だ一方は沸きませぬ故男湯へ(又は女湯とか)た這入り下されと云ふ其實ハ薪等の節儉となし男女混浴せしむる向往々之れあるやに付其筋より注意せられ既に下京第十七組泉水町洗湯業足達卯之助は右男女混浴させし廉を以て警官に告發せられ違警罪に處せられたりと同業者も能く注意して心得違ひなき樣すべきことなり(二月十九日中外電報)

這たび大坂府にて又〻湯屋營業規則を改正せられたるよ付てハ新に開業出願する者ある時ハ警察官その家に就き實地取調のうへ許否の沙汰に及ばるゝよし去る二十一日の大平新報に見えたり

又た府下京橋區山城町の葦の湯葦川吉五郎は豫てやかましき男女の風呂場の板羽目を取外し兩方より見え透く如くにして一ト當あてんと思ひの外早くも其筋の目に留りて去る廿三日一圓廿錢の科料金を申付られたる由二月廿四日の日々新聞に見ゆ

○夫妻同勤　今回驛遞局よ於ても同局各地方存勤者の妻女をして望に依り相當の試驗を行ひ及第者を分局に採用して發着信書等の捺印を爲さしめ或ハ量目撿査等の最も爲し易き事務を委任せしむればゞ從來の人數を要せず且つ幾分か月給現額をも減ぞるの利益あり旁ら好法との考按にて目下遞信大臣へ此儀を建議せんと頻りに協議中なりと云ふ(二月十八日山陽新報)

○重婚犯　長崎輕罪裁判所にて去る明治十五年刑法ハ實施以來重婚の罪を判決したるハ長崎區堀町の島谷兵助が昨十八年中該犯に依て重禁錮に處せられたるを聞きし迄なりしが此のほど東古川町の石崎龜太郎該犯の告訴を受け目下長崎輕罪裁判所にて豫審中のよしろの實否詳細ハ豫審終結を待て記すことあるべしと二月十九日の鎭西日報に見ゆ

○磯山淸兵衛氏の押妓　紅裙社會にても一權識ある婦人と見え大坂堀江丸三席の藝妓八重(二十二)は曩に播州高砂にて捕縛され目下大坂輕罪裁判所撿事廷にて審問中なる國事犯嫌疑者磯山淸兵衛氏と曾て馴染を重ねし由なるが同氏の縛に就くや八重ハ西區警察署へ呼出され磯山なる者は今度云々の嫌疑にて捕縛したるが其方は同人と永く懇意を結びたるか又文通等を致したる

ともありやと問はれしに八重は左ることは曾て覺え候はねど近きころ兩三回酒席へ招かれしまでにて候と答へしゆゑ其まゝに放免になりしが其後隱密に探偵さるゝと右の申立は僞にて實も昨年十月比より磯山氏に馴染夜陰に及び同氏が數名の同志と堀江邊の靑樓にて密談せし席へも連なり同氏より他の同志に送る密書の取次をなしゝこともあり又自から認めたる書面を送りしこともあり殊に同氏が播州路をさして逃亡する際には旅費として金拾圓を贈りしことまで發露せしかば八重も此程再び拘引せられ嚴重の審問を受けし末去る廿二日輕罪裁判所撿事局へ引渡されし由同地よりの通信に見えたり（二月廿七日朝野新聞）

○奇妙な習慣　正月十四日には當地にて若年と名け昨年中初子を産めるものが茶世子と稱し其子に美服を着せ子守に負はせて親類知己は家を見舞はせ其見舞を受けたる家にては祝儀なりとて錢或は餅或は人形等を遣はし又は夜に入れば餅打と稱し昨年中に養子嫁等を迎へたる家へ五人十人宛隊を組み大の男がブンタアセと叫びながら行て馳走になり又は惡鳥を追拂ふとて深更に起て歳繩に付けたる紙を取り束ねて竹竿の端に結び付けこれを振りながらヤアヘヤアヘと叫びながら屋內を追ひ廻るなど一種奇妙の習慣あるが昨十七日は舊曆正月十四日に當りたれば右茶世子餅打鳥追等を爲して頗る賑ひたり又た神佛信仰者は裸体詣と稱し襦袢一枚にて夜中に彼の神社此の佛堂へと參詣するもの多く中々笑止しき事もありぬ（二月廿三日日々新聞〕仙臺通信十八日發）

○雛あそび　雛あそびと云へるはもと足利時代の昔しより行はるゝことにて其の緣ふるきことなり四五年前おろはいたく衰へて雛人形うる店までいとさびしかりけるを此頃は復古の風やゝ行はるゝと共に之をめでる人のちとは多き兆しあるやらん通市にて之をならべうる商みせもきらゝかなる程美しゝ抑も此の遊びは如何なることより起りしか或は尊とき時の　天皇皇后　を拜し奉る禮より來れりとも云ひ或はやんごとなき人々に夫婦のちぎりを敎ふるためなりとも云ひ或はかゝる人々に物たきかしこき体なせを敎ふる爲めなりとも云ひくさ〴〵の說ありて明かならざされど其の起元は如何なるにせよ斯る遊びはあまり面白きことにはあらぞ覺ゆるもしも之をいと年若き女子供が遊びとして之にくさ〴〵の物品を學ばしむる便とするか又は家內經濟の味と面白さ覺えさするならば少との功もあらなん十五六以上の娘孃が右大臣左大臣の人形をならべたりとて何の樂しみと學びと候ふべきかゝる遊びも廢るゝにまかせて古に復さずもあれかし之に代ゆる好き遊びは何程も候なんと思ゆるなり

但し雛あそびの起元なんどは次号に余白ありし時揭ぐべし

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

●叢話

○淨瑠璃十二段の大意

淨瑠璃を作り初めたる小野の於通の事はさま〴〵の説ありて今に定かならぬ江戸名所話には豐臣太閤秀吉公の御台樣の宮仕に小野のおつうと申していうにやさしき上﨟のありけるが容貌うつくしくゑかき花結び詩歌糸竹のわざも世に勝れ殊更手跡は聖武の女帝も同じ世にだにましまさばはぢ思しめす程なりとかや其の時御台樣通女とめして仰られけるはいにしへ女の世に勝れたる才藝ありしは其の德を末世に殘しおきしぞかし哀れ御前も才藝の程を末世に殘して名のかたみともなし候へかしと御望ありければ遂に之を作りたり云々とあり又た昔々物語には織田信長公以て外の大病にて病氣本復におもむき玉ふとき大きに草臥れ玉ひ夜もいぬることあたはぞお通も通夜しけるが何ぞ面白きものつくれとの御命により遂に之を作りたり云々とあり何れが眞なる明ならぞとは云へ淨瑠璃御前十二段草紙とて繪入の板本三卷あるものゝ大意を云ふときは左の如くなりとぞ

源の牛若丸十五才の時奥州秀平の代官金賣吉次が從者となりてあづまへ下り玉ふとき矢矧の宿長者の家の御邊にたゝずみて見たまふに家居前栽の壯麗なるは更に類ひすべき方なしあるじは上瑠璃御前と申し父は伏見のげんぢやう納言かねたかとて三河の國の國司なり母はやはぎの長者とてかいだう一のゆうくんなり彼の長者よろづにとみたれど子をひとりも持たざりしかば其頃三河の國にはやらせ玉ふみねのやくしへ宿願をこめて授かりし所にして今年十四にならせ玉ふ姿形はさらにもいはぞ藝能あさけ万の事立ちまさりて世にたぐひなくぞ見えける されば上瑠璃御前はあまたの女房たちの中に十二人めしぐせられて管絃をはじめさあそばれける上瑠璃御前は琴のやく、月さへは琵琶のやくれんぜいはひちりき、十五夜は笙のやく、有明は[illegible]おんのやくにて秘曲をつくし玉ひければ御曹子ゐんじ入り笛を出して樂に合し吹きすさび玉ひしかば上瑠璃笛の音をかんじ侍女として招き入れくさ〴〵の風流の問答ありてつひに姫君御ざうしの才智にめでゝ偕老のちぎりをかわし夜々忍びあひ玉ひしが御曹子上るりに別れとつげて吉次とうちつれて東に下り玉ふとき駿河の國吹上の濱につき玉ひえやみにかゝりて重き枕にふし玉ひしが吉次もせんかたなく宿のあるじに爪よき馬に黄金とりそへてあたへ御曹子の事をたのみ置てあづまへとて出さりぬ御曹子はたゞ一人うちすてられておはしけるが此所のくせものとして邪見のものども

奇病をやむ人と一つ家にハかなうまじとてなさけなくも後の濱に松六本ある中にほうき竹を柱として松の葉をとりれ葺ひつゝ沼のまこもをひきはへておんざうしを追出しける此の浦人御ざうしが黄金づくりの太刀かたな笛ひちりきをぬすまんと此の濱へ行て見れバ太刀ハ太蛇刀ハ小蛇とへんじ近づく者をのまんとす是を見るもの膽を消して逃げ行きけるとゝに氏神正八幡あれとし思し召し老僧と現し玉ひ御ざうしの病をとひ玉ひ望にまかせて矢矧の淨瑠璃御前に此事を示し玉ふ姫ハおどろきめのとれんぜいと共にならハぬ旅路に御身をやつしかろうじて此の所へ尋ね當りしに御ざうしハ砂の下にうづもれて姿かたちも見え玉ハぞ金作りの御太刀のいしづき少し出でたるを見出してやうやくにして御なきがらを尋ね出し神にちかひおどしてろせいを祈り玉ひしにいづくとも知らぞ十六人の山伏出で來り加持し玉ひしかバ遂に御ざうしよみがへり玉ふ姫君よろこび御ざうしを引具して遙の奥に尼のすみけるいほりに宿をかりていたはり玉ひしかバ快氣ありて此れより奥州へ下り秀平をたのみ十万騎の勢を催し都へ登り平家を追討し又こそ對面すべしとてわたご平野の大狗天小天狗をまねきて二人の女を矢矧の宿に送りとゞけ玉へとたのみきこえ玉へバ天狗ははいがいに載せて二人の女を送りとゞけ玉ひ御曹子ハあけ上を立て奥州ひでひらが館につき玉ふといふことを十二段にうちてかきつゞけしものあり

○男と女の別

男と女とハ大なる差別あり先づ其の生死のことに付て云ハゞ生れて十三四となる迄ハ男の子多く死し十四より十八比るまでハ女多く死し十八より二十八の比までハ男多く死し二十八より五十までハ女の方に多く五十の后ちは大抵同じ割合なり又た身の丈につきて云ハゞ男女ともに十四五までハ同じやう伸るとハ云へ其后ハ女とみに長け伸びず男ハ十九迄ハ一様に伸び二十五に至るまで絶へぞ丈け高くなるとなり又た身体の重みに付て云ハゞ男女ともに十二三才までハ同じ程の量目ありと云へど其の后は男の方つねに女よりも重し此等の事も一人一人につきて云ハゞ或ハ尤ならざる實事もあらんと云へ總体と平均して論ずるときは大率ね然ると古より學者の定論なり身体よりして見るも男と女とハ大に差ふ所ろありと云ふべし

されど又た心の上につきて云ハゞ男女ハ別さらに著るしき所あり先づ女ハ知覺の力こそ男よりも鋭しと云へ心中の動作と永くつゞくるとは男にハ及バずされど斷然として決行し斷平として

勇進する力ハ男に及バずたゞ感情に訴へて悲み喜び怨みあげくの力は男よりも多し女にも時々非常の事を爲して前后をかへり見ざる如き壯烈の行ありとハ云へ此はもと其の智力の上よりして熱心なるにハあらずたゞ感情の動くにつれて思ハず行ふとなりされバ此の感情のしづまるゝ共にやむべし然るに男子はむしろ智力に訴へて事を爲し其の事を爲さんが爲にハ多少感情を制する如きとある程なり此故に女の性質と云ハゞ知覺の力は強く直覺の力もつよく思ひやりも速かなれど智力ハ到底男子に劣るものなるべし

斯く云へバとて決して女の品位を下るにハあらず女の性質斯く男子と異れバこそ天下も太平に國家も和睦するとなり男ニ欠けたる所ハ女之を足し女に足らざる所ハ男之を補ひ互に相合して初て完き一体となるべき樣の差別あれバこそ夫婦となりては樂しく偕老同穴のちぎりも淺からざるとなり今ま男子と男子と又は女子と女子との朋友と見よ活潑なる人も反て溫和なる人を友とし鋭才の人ハ反つて溫厚の人を友とするとにて類を以て集るハ實際少きとなり此れ心より眞に相ひ愛し相ひ睦むは其の質の互に異りたるものなるべき理を示すものと云ふべし天が男と女とゝして其の性質にかゝる別あらせ玉ふも全く此の惠なりと知らるゝあり故にあつても述べたる如く女は男を敬し助け男ハ女を保ち護るをもて男女自然の交ハり夫婦當然の道とすべきと明かなりゆめにも女の男のやうならんを以て眞の開化と思ひ玉ふ勿れ

○眞の愛情

凡そ眞の愛情ハ恐るゝとなく輕ろんぜるとなき人に對してのみ現ハるべき思なり已が心に恐ぢ懼るゝ人にハ固より愛あるべき筈なし又た巳が心に輕ろんじて物の數とも思ハぬ人を眞に愛ぞべき筈なし眞に愛するときハ必らず其の人を巳が友とし巳ゞ同体とし巳れと余りの高下なきものを見てのち初て眞の愛あるとなり左れバ今の夫婦の如く夫ハその妻を輕ろしみ妻も其夫と恐れながら如何で眞の愛あらんや今の夫の愛と云へるハ恐らく是も色慾の愛のみなり色慾の愛ハ動物の情に似たり唯その妻の巳が心のまゝとありて卑しむべき肉慾を滿たすべき器たらんを希ふ如何で其の心にまことあらんやあきれてハ寒き心となり直ちに之を追ひ出すこともまた奇しむべきにハあらざれバ女の色慾にふけるものハ亦た必らず巳れより自分低きものを擇ぶと世の常なりかの錦城の女ハ陰の性ゆゑ下郎奴を好みて之に通ぜると云へるは當らぬ説明とハ云へ實際の事實ハ皆な然るなり此れ

色慾の愛は其の相手を器械として已が心のまゝに從はせんと思ふなれば自然已が身分よりも下れるものを擇ぶこととなれるならん故に世の夫にしてたゞ色慾の爲に其の妻をめとる限りは必らず其の妻を輕ろんじ之を下げすむの心失す可らず若し此心あらんには卽ち眞の愛なきなり

○日本古代女流の風俗（四）

抑も一男數婦の俗は未開蒙昧の時に當り強は弱を制するの根理より起き來れるものなれば固より天理に戻り人情に背きたる事にしあれど習慣の久しき人ろの非を悟らず反て或は法度（昔日は夫ろの妻を賣も國法の禁せざる所また姦婦を斬捨るも律法の許すところ或は打擲或は離緣或は畜妾みな男の意まゝにして婦は唯之を甘受するの他に權理あることなし）をもて或は教戒（古典に因れば多くみな婦は男に從屬するを旨として教を立つ故に矢野玄道が著はせる玉鉾物語てふ書にて古事記萬葉集などを引證して一男數婦は神理の道なる由を述たり又古くより支那の三從をもて婦女の善訓となし佛道にても女を賤め眞宗の和讚にも女人の身も五障三從とて男に勝りて斯る深き罪のある也と說きたれば今日まで我が日本に有とあらゆる教に男を利し女を壓せざるものはなし）をもて愈よ增するの惡俗を培養するに至れり今や世運稍や進步し文明の緖に就たりと雖ども百事は改變に後れて野蠻の餘風を存し社會に毒を流すものは男女の倫の亂なり」一夫衆婦の俗は如何なる國に行はるゝかを視よ多くは皆な慘刻無情爭鬪を事とする蠻民の中にあり假令蠻民と雖ども干戈を好まず制度自由にして工業を勵み和平を希ふ人種には此俗なし試みに二三の例を擧んボリチシア州民に二種族ありて一をヒユシアンといひ一をサモアンと云ふ此の兩族相ひ隣接すと雖ども其の建邦の性質に至ては全く異にしてヒユシアンは戰鬪を專務とし其民干戈の中に成長するをもて意思行爲は殺伐に陷り政治法制は横暴を尙とび人に著明なる階級ありて下の上に順從する恰も鬼神を敬するに似たり且又た下民の務は軍人の衣食を給するにありて之が爲に生活する者の如く仁愛の風は地を拂ふに至り人肉をさへ食ふて厭はざる猿性を有てり斯て貴人は一個にして百餘の婦を蓄へ賤士と雖ども猶ほ數十婦を弄せり」之に反してサモアンは生業を出精し專ら平和を尙ひ工商の道を重んじ其政體は代議制にして同盟の各部みな酋長あれども公撰に由て立ちろの政權に制限あれば酋長みづから擅まゝにするを得ず凡く百の事みな自由にして文明國に下らざるものあり斯て一夫一婦にして且つ夫婦の間に係りて立る所の法度も頗る公平にして偏

重の弊なし」昔時ローマ國の威武を歐州諸國に振ひ君權漸く盛んなるに及びて下民の王を視ると神明の如く尊崇敬畏至らざるなく善惡ともに只命是從はざるを得ず國の休戚安危は一に其主の意に在て存することゝなりぬる此時に當りて國政の暴は家政ま波及し一家の主は一家の神たるが如く妻子奴婢の身は全く其權内ま歸し喜怒に隨ひて生殺するも敢て罰なきに至りたれば男子の擅枉限りなく女子の虐遇極りなかりき斯て又ローマの版圖いよ〱廣大をなし既に武を用るの地なきに至り干戈能で工業興り隨つて横暴の古政体壞廢し國運の文明の域に進むや婦女の權理も亦大に伸張せり紀元四百年の末に至りてローマの國威おとろへ遂に北方蠻族の爲に敗滅せられけれバ其疆域ふたゝび分裂して干戈を事とせる戎族の亂世界とはなりぬローマの亡滅は乃ち婦女の權理の亡滅にして此時ま當り復又た婦女の權理は殆んど地を拂ふに至れり之に由て視れバ國政風俗の良否は婦女權理の有無によりて知られ婦女權理の有無は一男にして一婦と衆婦との別によりて了明にせらるゝなり　（未完）

○髪を斷ちたる人々

花山院の頃ろ惟成と云へる人ありかつて持寄辨當と云ふ遊ありて一人づゝ一品の食物を持ちよりて花遊せるとありしに惟成には飯ともてゆくべき筈なりしに家貧くして飯もなかりけりされど顧みを行きたるなとより妻は飯の外に雉子酒をもそへて長櫃に入れ持たせやれり花の下にて櫃を開きたるに惟成より酒をも出せりとて人々ほめあひたり然るに此は其の妻が下髪を悉く切りてうり拂ひやうやくに買ひとゝのへたるなりけり

支那の陶侃少くして大志あるも其家はなはだ貧しかりき或時同郡の范逵と云へるもの從者あまたを連れて其家にやどりたるに衆客の食とすべき者もなかりければ陶侃の母髪長くして地につくほどなりしを斷ち去り二つのかもじとなして市に賣り數斗の米をかひ亦柱を碎て薪となしやうやく客をもてなしけり

亦た人の能く知れる如く明知光秀の尙ほ世に出ずして貧しかりきとき客ありて物出すべきもなかりければ其妻は自ら髪を斷ちてかづらにある物をとゝのへたり

又た支那の祭伯皆と云へる人の妻は髪をうりて親を葬る費を供したり

此他情の爲に髪きりたる話は楊貴妃、歐陽詹を初めとして吾國にも數多あれど茲に言ふべき類にはあらず

○和歌師弟のさだめ

能因法師かつて當時の歌よみと呼ばれたる藤原長任の家に宿し

て其の夜師弟の契約を爲されしと和歌師弟はじめなりと云へり其時歌よむべき心ばへを問はれたるに長任の答は

山ふかみ落てつもれる紅葉はかはける上に時雨ふるなり

とよみて示されければ能因深く感服して遂に長任を師とし仕へられたりとぞ

因に云ふあらまほしと云へる書に　定家卿も和歌に師匠なしとのたまへりその子孫たちは如何にこゝろゑたまへるおぼつかなし人丸赤人より業平貫之などはたれを師にたのみたるぞまた誰れか師になりたるぞ后の世の人はふるき文よむ事をいとひてそれかわりに師を求むるにやまいて家の流をわかつなどいと片腹いたきことなりとあり此は和歌に流を分つの弊をつよくいさめたるならん

○百人一首女の名

伊勢は伊勢の守繼蔭の女なり。右近は左近の少將季繩の女なり
和泉は和泉の守道貞の女なり。大貳三位は太宰太貳成章の妻也
赤染右衛門は赤染時用の女也。小式部内侍は和泉式部の女なり
伊勢の大輔は伊勢の祭主輔親の女なり。清少納言は清原元輔の女
相摸は相摸の守公資の妻なり。周防内侍は周防守繼仲の女なり
紀伊は紀伊の守重經の妹なり。

●佳傳

○尼崎りや子の傳

大凡そ復讐の心と云へるは世の開けざる野蠻の民に多き一種の惡念なれば文明少しく進みたる時代には皆な之を嚴禁して其の根を絶たんとすることなり然れども其情をくんで思ひ見れば法度正しからず賞罰明ならざる昔しにありては人を殺したる者反つて榮え刃に消たるものゝ後うたゝ卑しまるゝことなしとせざれば時の政府の手をまたずして自ら進みて之を刑せんと思ふ正義の念亦た自ら復讐の心の中にふくまるゝものなるべし茲に傳ふる尼崎りや子の如きは近代に名高きあだうちの孝女にして維新前后の世に言ひはやしたる物語なるが其の事は固より賞せざるべからざるもたゞ一少娘にしてよく志を堅くし遂に大望を達したる熱心はうつして當今の人の學びとるべしよりて今ま其のあらましを綴り世の娘孃に示すと云ふ

今は昔し幕府徳川の繁昌せるころ讃州丸龜藩の弓隊に尼崎幸右衛門と云へる武士あり妻を路とよび夫婦の中にまうけたる一人の女あり其名をりやと号づけ掌の玉、かざしの花、といつくしミけるが其の三才なりける比ひ不慮の災難ありて茲に一條のものがたりを起す基を開けり抑も此の路と云へるは容姿めでやかに

して類ひ稀れなる美人なりければ同藩士の一人なる岩淵傳內なるものとくより親ひまみて道ならぬ戀の念をもやしけり自ら制せんとすれども愛慾の水も智惠の火を消し執着の雲は修觀の月をかくして斷妄の利劔も煩腦の魔を追ふあたはざりけりされバ折もあらバ如何にもし思の程を語りて切めては心ばかりの言の葉をもきかなんと迷ひたるはいと哀れむべきことなりけり斯くて機會をうかゞひけるうち或る日夫幸右衛門の外出せしをきゝ知り此時こそと雀躍して衣裳をことさらに美々しくし僅かの土產を携へて尼崎の家を訪ひいとなれ〳〵しく物言ひかけて遂には路のひざ近う進み寄り此迄の思ひをかきくどきて淫のふるまひしければ路は突退けて毅然つと居直り此は近比ろ慮外の岩淵樣主ある婦女をかくまでにお嬲りあるは心得ぬ余人は知らず此の路は不肖ながらも尼崎幸右衛門の妻なり如何で此の身を汚がし申すべき察せるに御身は余程御醉氣と見受け申せバ妾は心に掛けまうさじかく云ふ中にもし夫れ戻らバ御身の爲に惡しかるべし此塲の事は是れ限り決して他言いたさねバ疾く御歸りあそバせと心は怒れど特更に物しとやかには云しむれバ迷へる身には反つて彌まし煩腦の念いよ〳〵動きて否なお路どのそのやうに物がたく仰さるなと尙ほもそバ近くすり寄らんとして既に手込にもすべかりし此時たろし彼の時早くあはひの襖押しあけて夫の幸右衛門顯はれ出で岩淵をはつたと睨み最前より歸宅して始終の樣子を立ちぎゝすれバ假りにも夫ある女を捕へ無体に戀慕す畜生なり武士にいけ置く奴ならずと怒りの大聲に叱りこらせバ岩淵は南無三と覺悟定めふり向きさまに大刀を拔く手も見せず切り付くしに不意を打れて幸右衛門は哀れむべし肩先より乳の下かけて斬り下げられ二言と云はず死してけり路は此体を見て奮然怒立し夫の敵逃さじと驍れし夫の刀を拔きとり女ながらも一生懸命にげゆく岩淵のあとを追ひ表の方に馳せ出しに恰かも十二月の二十日なれば月くらくして寒風膚を砭き先を定かに見とめねど此まゝ逃す無念さよと刀を遙かに投げ付くれバ一心刀に入りて敵を打ちけん傳內の肩先ふかく貫きとりされど傳內も剛の者なれバ直ちにかなぐりすてゝ陰だに見えず逃げゆきけり夫を打れたる妻と子の怨恨さこそと思ひやられいと哀れむべきとなりけり然るに後つぎの男子なければ家名も茲に斷絕して親戚關根の家に寄宿しあけくれ敵のことをうらみ乍ら苦腦身をいためてりやの三才あまりの時路も亦た果敢なく亡夫のあとを追ひて怨魂虛空にいで去りけり

（未完）

○心のいもせ　（地）

かくて東都にとゞまりける某は久しう病の床にありて客舎の旅恨やみがたかりしに凡そ半年あまりにて目の痛もわづかに輕く收まるやうなれりしに月を見ればもうろうとして霧の光をつゝむ如く晝はまぶたとぢて外面をながむるとの難きやうとはなれり斯ては兼て望める官途なんどは固より吾が歩むべき場所ならじと覺悟して本意なくも其の古郷に歸りけり錦を衣ざる身の某は夜る歸らばやとも思へるならんが久しう思ひ煩ひたる妻の心には之にます喜あらざりしならん其后は目の養生も怠るにあらずとは云へ片田舍は常とて名醫にも乏しければ次第

くに視力を失ない遂にハ物のあやめを全く弁へざる程とハなれり實に世の中に心ありて目なき程ど物うきハあらざるべし吾が父母のかんハせ如何に吾が妻子の風体いかに春の花秋の月人のほむるハ耳にきく斗りなり彼の盲人が花ならバ手にとりて見ん秋の月と云ひなん思のあハれさハ此の某にも切なるらん最とかなしむべき身の果てなりされど妻ハあい〳〵しく之をなぐさめ夫目を失ひ玉ハゞ妾なにのために飾らんとて此よりハ朝夕くしけづらず衣服をかえず只だ夫の爲に書を讀みてハ夫に古人の樂を思ハせ日々の新聞を讀みてハ當今の新しきを悟らせ門常に鎖して人の往來なく家靜かにしてたえず讀書の樂となしける其の有樣の淸げなるいもせの交りの睦まじき我國にハ多く見ざる美事なりけり西洋にハ父盲となりて娘に筆とらせたるミルトンあり吾が國にも亦た之に均しき馬琴あり其の目ハ家内のうちをも見ざと云へど其のつゞり出す心の文ハ万人有目の人をなかせ今日に至るまで人々の賞讚を得ると不幸の中の幸なるべし此の某と云へるも已れすでに目を失ひて事を執り得ざる限りハ切めて心に思ふよしあしを文につゞらせ少かなりとも國家の利を爲さんと朝夕妻のよみきかす言葉を心にとめてひたすらに思ひ窮むとなん傳へきくだもうらやましきいもせなり

●寄書

○某子の君のおまへにまをす　在大坂　山田淳女

貴社女學雜誌第十四號寄書欄内と見るに雪の舍某子の君が世の姉妹に告げまつるといふの一長章を揭げ給へり其の全文の意ハ女子の束かね髮に有と見うけ奉りぬさるに其文の中に今より後に異國人と雜ハりて住居せん時ハ彼が家居にならひ彼が頭の髮の結ひ方をも習ふべくなんどの言葉あるに至りてハ同君が國を愛し姉妹に力をそへて男子に侮どられぬやうとの御言葉とハ何とやら裏うへのやうに聞とられ侍りぬ其よしをいさゝかたとひ雜居ハゆるさるとも家居よりして髮の結ひやうまで彼に習ふとハいとも〳〵其心を得ず昔それの天皇の御時に外つ國人のまゐこしを内つ皇國に別ち居らしめられし五百千の人もすべて皇國の風俗に習ひていつよりか外國人ハ風をかへし也今ハすべて見えきがたく成たり是吾國の人たるや固より天津御神の御おきて幾万世の末までもかハらぬしるしなれバ今より後もおなじかりぬべし且や束髮における我國古き代の風俗ハすべて男女髮を取あげずして首すぢに束ねおきたることハ古き書どもを見ても知るべきなり今末の世となりていろ〳〵の結び方のいで來るも皆これ時のならひなるべし然れバ束髮の心よきを知らば之をすすめ

ずして自づからうつり行かんのみされども我昔年米國の女教師某と一つ校にありし時某の毎朝髪を結ふを見て我國の婦女子もかく有たしと思ひしこと有りし試みにあゝに陳んろもく我大皇國はかしこくも雲の上人のすべらかしをおき奉りては朝な々々に髪を結ふ人あるべからず（但し今の束ね髪にしても四五日もそのまゝになでつけておけり）洋人の髪は宵の九時半にいぬる時は髪をほどきて四方にかきたれてふし朝五時半に起出ては人の見ぬまに自らの室にて鏡に向ひ自らときわけ束ね結ひての後手水をつかふを常とし一日もかくことなしかくてこそ束髪もうつくしくみだれずして清々しけれ我國の婦人の束髪を見れば何日か結ひけん亂れし髪に縮緬の羽織黄八丈の衣裳もそえなき心ちす一度束髪の行なはれてより我大坂の市街を過る少女あるは何校の某とかいへる人々まで亂れ髪をば辱とせず朝な〱になでつけだにせぬ惡き弊をかもしたり吾國は半ばはひらけ半ばも舊きを守るの父母あれば此さまを見て心を痛ましめ甚しきは他に嫁づくの障りとやならんと思へる人もさてなりとかきけり兎に角に世の人の善をば眞似ばせずして惡しきをとる此女子を見て此國のいまだひらけぬを知り給へと楳子の君のたまへにそゝかりそもかへり見ずまをすになんあなかしこむらいてゆるいたまへや

○しよがくざつしに　かなのぶんしやうを　のせられんことを　のぞむ（原文のまゝを載す）

びつちう　をの　みさを

からもじを　はいして　かなをもちゆるは　しやくわいを　かいりやうするの　きうむたることは　いまさらいふをまたず　こゝにはたゞ　そのかながをんなのきやういくに　てきとうせるゆゑをのべて　しよがくざつしに　かなのぶんしやうを　のせざるべからざるの　りをとかん　けだし　かなの　をんなにもちひられしは　いとふるきことにて　とさにつきには　かなを　をんなもじといひ　うつぼものがたりとげんじものがたりには　かなをかくことを　をんなでをかく　などいひて　むかしより　をんなは　なべてかなをのみ　おほく　よみもしかきもする　ならはしなれば　ならひせいとなりて　おのづからかなをこのむものの　おほかるは　りのとうぜんなり　われこゝろみに　こんにち　わがくにゝある　しよきやうくわい（諸協會）の　くわいいんめいぼを　しらべてみるに　いづれのきようくわいにても　そのくわいいん　百の九十九まではをとこのみなるに　たゞかなのくわいばかりは　百にんの　うち

にて　三にんないし五にんぐらいハ　をんなのくわいいんありすなハち　ほかのきようくわいに　くらぶれバ　すうバいのたすうと志めたり　これによつてみるに　をんなの　かなをこのむハ　あらそふべからざる　志ゞつなりといふべし　志からバすなハち　をんなのきよういくを　もつぱらとせらるゝ

このじよがくざつしにハ　かならぞ　をんなの　このみもちゆるところの　かなをもつてつゞれる　ぶん志やうを　のせざるべからざるなり　すでに　ぜんびをつくしたる　このざつしに　また　かなぶんのけいさいあらバ　さらに　にしきのうゑにはなをそゆるの　おもひあるべし　このゆへに　われハ　このことを　へんしうしや　そのひとにのぞむと　どうじに　かなぶんのとうしよを　じゞ　このざつしに　よせられんことをたいほうのしよくんに　のぞむ　ものなり、

○禮儀ハ正しからざるべからず　　駿河臺　井上ひで

人ハ行儀作法正しからざるべからぞもし正しからざれバおもふことなそことゝふ法外にいでゝ常に心を苦しめよき人にうとまれ終にて家をも身をも失ふべしされバ幼稚の時より親のをしへ師のいましめをつゝしミてまもるときハおもふおとなそことゞな法にかなひ常にこゝろたのしくよき人に愛せられ終にハ家をも身をもれこそぐしてきて女兒ハ男兒とことなりふかくたしなみつゝしまざるべからぞ鹽尻といふ書にいへることあり夫婦の中は親しきも禮あるうちは珍らかにして其情至て深くまた厚し禮を失ふときは自然に薄くして離別もまた遠きにあらぞ仁義禮讓は禮を厚くするの中ぶちにして此禮媚諂ひと背をあはす智と癡とさしむかひ誠は嘘と隣るされバこゝろやすだてと愛想づかしはいつも同居と知るべきなりとみえたりれもはざるべからぞ

○阿曾古登女氏より禮狀

左の文は本誌第七號に揭げたる茨城縣の奇特者阿曾こと女氏より送られたる禮狀なるがとくに前號へ載すべき筈なるを取落したるゆゑ今ま餘白に塡むと云ふ

過にし去年の師走末につたなき老婦義　公の仰せ水戸なる常盤の城へ被爲召出東のはての賤の女も身に餘りある御褒美いとゝなとさ難有さ被入御聞女學雜誌へ御書載せ被下ろの上妾まで態々被送下御厚志の段難盡筆紙かばかり難有不取敢御答に殊更御禮狀可呈の處田舍老婦の儀不得寸暇及延引失敬恐入御宥恕奉願上度恐々不一

一月十五日

下總國北相馬郡長沖村二十五番地
阿曾古登
本年六十三

女學雜誌社御中

貴社雜誌二月五日發兌第拾四號のうち大和歌詞とある所ろあまり誤りたほくして世の女子をまどはすを恐るゝよりいさゝか忠告し奉つる

私立大坂女學校教員　山田淳女

○いなゝき」トハ田舍とあれど田舍ハゐなかにて田井中の畧言也ゐなかをいなゝきといふべきやうなしうまなんどの鳴こゑならんにハさもあるべし○いりふね」今にあそんといふ心もうけがたし港に入る船ハみないりふねなるべし○いとしげし」しばらくまてといふ心とあれど凡て物の繁く有も言葉の繁きも所によりてまてといふ心にハなるべからぞ○いなむしろ」田舍とあるいなむしろは稻のなして莚を敷たらんやうに見ゆる心にて冠辭なりそべて敷といふにかゝる冠り言バなり顯宗帝の御歌にいなむしろ川ろひ柳水ゆけバなびきたちとありて柳の水に伏たる冠辭よたかせ給へり然れバけつして田舍の事にあらぞ○いろねハ」妹とあれど古事紀よ（家兄）伊呂勢又伊呂泥とありて兄の事なり家弟ハいろとゝありていろねハ（兄姉をいふ也○いぬき」トハ人の一名とあれども是ハ彼源氏物語の召仕ひ人いぬきをおもひたがへられしなるべし童女の名犬君とありて仕ひ人なりこれをしも人の一名とせバ世の人すべていぬきといふべきかハ○いぬるついたち」トハ三月一日上巳の日もバ得がたし上巳ハ三月三日なり又いぬるついたちとハ去月の一日といふことあり若三月一日をかぎらバ」去年いぬるとし」去月いぬる月」去日いぬる日」等を何とかいそん○いさなとりトハ魚の總名これもたがへりいさなとりハ鯨といふ冠辭にていさなとりうみともくぢらともつゞける之魚類をことゞくいふにハあらぞ

編者白そ。山田女氏の信切なる御心付を得發明したる所も少からぞされどまた思ふまゝの一つ二つを茲に加えて正誤とゝもに讀む人々よ告ぐ

いなゝきとありしはいなしきのし。文字活版にあやまりしなりいなしきを田舍と云ふ心はいなしきの伏やを見れバ庭とせに門田の稻を刈ほしてけりなどあるにて明なり○いりふねは今にいハんとの心に用ひたるもありと或る書にハ見ゆれど編者ハ今ま確かなる証なきになやむ○いろねを妹とし　いろひを兄とすると産衣にも見ゆる如し

滯り金催促

愛知縣名古屋本町二丁目（女學雜誌代價貳圓四拾七錢）

石版社

○右ハ數回催促に及び候處送金等ハ勿論何の回答々無之甚以て不信切れ至りよ付き更よ本誌上に廣告して請求致し候尚ほ是にても送金なきに於てハ各社新聞紙上に掲載して催促に可及候也

三月五日

萬春堂會計係

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

廣告

演説著作材料新誌（第一号）二月二十日發兌　一册定價十錢全國無遞送料

凡そ演説し著作せんとそる文人論客の材料となるべき者を東西古今の著作新誌中より抄録したる者なれバ奇事、偉行、對表、等と収めたる學海珠玉の欄あり西洋支那印度日本の學者偉人の卓言高論を抄出したる文樫一枝の欄あり一讀して脳を盪かそ如き名章華言を東西の小説、物話、雜書、中より抄出したる華言妙句の欄あり聖人、賢者、英雄、學士、大將、貞女、烈婦、等の德行偉事と記したる人事瑣談の欄あり近頃出刋せられたる東西の新聞雜誌中より后來の材料となり記憶を要する如き有益なる報告と収めたる雜録叢話の欄あり凡そ文人論客が演説著作よ必要なる材料ハ悉く収めて専ら文樫の益を謀る希くは諸君一讀して編者の苦辛を察し玉ハんと●見本を要するもれは郵券十錢と送致そるべし直に郵送仕るべき也

本郷弓町一丁目二十番地　女學雜誌社

●右雜誌一册定價十錢。六册即ち半年分前金五十五錢。十二册即ち一年分前金一圓十錢

文學叢誌

一册郵税共金六錢拾册前金同五拾六錢○見本六錢封入

第九號目録○言語文章は雙全すると希望する論。詩歌修む可き論。漢字廢す可らざる論○初學作文の心得(二)。文の体格法の辨(八)○詩の三則。四對の辨。眞詩と得る訣○文は文ならされバ文よあらそ。文章家と飜譯家○新聞記者詩歌文集(九)○漢以後文体源流○中村敬宇先生の傳。山陽外史の傳(七)○助詞の活法(九)○字義の説○古文眞寶講義(六)○賀茂眞淵翁れ小話○井上外務大臣の演説○雜報。文章改良の件外數項○速記術の記号圖○諸報告

發行所　東京芝西久保櫻川町八番地　萬春堂

●かなの會　本部（もとのもと）

●（事務所）東京京橋區山下町十三番地

本會の目的ハ從來用ひ來れる文字よ代るよ假名のみと以てそるよあり。會員にハ無代價よて本部發行の「かなしんぶん」と送呈そべし「入會御望の方ハ事務所へ御申込あれ

略規則ハ文學叢誌第七號女學雜誌第十三號に載す。尤も御望の方ハ郵便切手二錢封入事務所へ御申越あらバ速に送呈すべし

社告

●本社ハ前金御拂込なき間ハ雜誌發送不仕候間御注文の節ハ必ず代價郵税共御送付可被下候尤も郵便切手代用ハ堅く御斷り申上候但し實際不便不得止の地に限り一錢郵券一割増にて御送金可被下候●爲替ハ東京本郷郵便局へ向け御振込被下其爲替券を弊社に送付可被下候●通運便と以て御送金の節ハ通運賃ハ勿論同會社より弊社への配達料(壹錢)とも御拂置き可被下候●詩文和歌發句等の原稿御投寄の節ハ作者の國郡町村姓名等明細に御記入可被下候

女學雜誌代價郵税表（府内無遞送料）

毎月五の日發

一册	正價金四錢	郵税一錢	合計	現金五錢
十册	前金卅八錢	同十錢	合計	前金四十八錢
廿册	同七十錢	同廿錢	合計	前金九十錢
卅册	同壹圓	同卅錢	合計	前金壹圓卅錢

廣告正價表

一行一回掲出	但廿八字詰	前金五錢
同三回以上	同	同一割引
同六回以上	同	同二割引

女學雜誌賣捌所

東京神田區淡路町（大賣捌）巖々堂

東京神田區雉子町　團々社支店
同日本橋區新乗町　眞明堂
同日本橋區馬喰町二丁目　自由堂
同京橋區木挽町壹丁目　萬字堂
同京橋區銀座二丁目　山口福松
同京橋區元數寄屋町一丁目　東海堂
同本郷區元富士町　盛春堂
同本郷區春木町二丁目　解明堂
同牛込區肴町　活神堂
大坂備後町四丁目　岡島支店

東京芝西久保櫻川町（支局）萬春堂

發行所　本局　東京本郷區弓町壹丁目廿番地　女學雜誌社

持主兼印刷人　瀧田正義

編輯人　近藤賢三

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY